

特殊詐欺・消費者トラブル防止

東広島市迷惑電話防止機器購入費補助金

補助対象者 次の要件に全て該当する方

- ・東広島市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている人で、市税に滞納がないこと。
- ・補助金の交付申請をする日において、**満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること。**

申請受付 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※申請順で受付、予算額に達し次第、受付終了。

補助対象機器 次のいずれかの機能を有する固定電話機（**市内販売店で**の購入が条件です）

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
- ・通話の内容を自動的に録音する及び着信の相手に対して録音する旨の応答を自動的にする
- ・迷惑電話である可能性のある相手からの着信を自動的に切断又は遮断する

※**固定電話機の運送、設置費などは補助対象経費となりません。**

補助金額 補助対象経費の2分の1、上限額10,000円

※1,000円未満の端数は切り捨てとし、補助金交付は1世帯1回1台限りとします。

※各販売店舗やクレジットカードの**ポイント、クーポン、その他割引施策等**を利用した場合、**補助金額が減額になることがあります。**

申請方法 固定電話器を購入、設置**後**に申請してください。

申請書に次に掲げる書類を添えて、市に提出してください。

- ・領収書（レシート可）の原本または写し（令和7年4月1日以降発行のもの）

→**申請者の氏名、支払金額のほか機器の製造者、機器名称および型番**の記載があるもの

- ・補助対象機器(固定電話機)の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し

■申請・問い合わせ先

東広島市 生活環境部 市民生活課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 北館1階

TEL(082)420-0922 FAX(082)426-3124

メール hgh200922@city.higashihiroshima.lg.jp

